

高岡市マンション管理計画の認定等に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下、「法」という。）に基づく管理計画の認定等の実施に関して、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下、「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

(管理計画の認定基準に係る適合確認)

第3条 管理組合の管理者等は、法第5条の13第1項の規定による認定の申請をしようとするときは、当該申請を行う前に、法第5条の14各号に掲げる基準に適合することについて、公益財団法人マンション管理センターの確認を受け、事前確認適合証の交付を受けるものとする。

2 省令第1条の8第1項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、前項に規定する書類とする。

(管理計画の認定申請)

第4条 管理組合の管理者等は、法第5条の13第1項の規定による認定の申請をするときは、省令別記様式第1号による申請書に、それぞれ省令第1条の8第1項各号の書類（以下、「添付書類」という。）及び前条に規定する事前確認適合証を添えて、公益財団法人マンション管理センターが運用する管理計画認定手続支援サービスを通じて、市長に提出しなければならない。

(管理計画の審査及び認定)

第5条 市長は、前条の規定による認定の申請があったときは、当該申請に係る管理計画が法第5条の14各号に掲げる基準に適合しているかを審査するものとする。

2 前項の審査は、第3条に規定する事前確認適合証をもって基準に適合することを確認するものとする。

3 市長は、前2項の規定により、当該申請に係る管理計画が認定基準に適合すると認めるときは、管理計画の認定をするものとする。

4 市長は、前項の認定をしたときは、省令別記様式第1号の2による通知書により、その旨を当該認定を受けた者に通知するものとする。

5 市長は、第1項の審査の結果、当該申請に係る管理計画が認定基準に適合しないと認めるときは、高岡市マンション管理計画不認定通知書（様式第1号）により、当該申請した者に通知するものとする。

(管理計画の認定の更新)

第6条 前3条の規定は、法第5条の16第1項の認定の更新について準用する。この場合において、第4条中「省令別記様式第1号」とあるのは「省令別記様式第1号の3」と、第5条第4項中「省令別記様式第1号の2」とあるのは「省令別記様式第1号の4」と読み替えるものとする。

(認定を受けた管理計画の変更)

第7条 認定管理者等は、法第5条の17の規定による管理計画の変更をしようとするときは、省令別記様式第1号の5による申請書に、それぞれ添付書類うち変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 第5条第1項、第3項から第5項までの規定は、前項の変更に準用する。この場合、第5条第4項中「省令別記様式第1号の2」とあるのは、「省令別記様式第1の6」と読み替えるものとする。

(報告の徴収)

第8条 市長は、法第5条の18の規定による報告を求めるときは、高岡市マンション管理状況報告依頼書(様式第2号)により行うものとする。

2 認定管理者等は、前項による報告の依頼があったときは、高岡市マンション管理状況報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(改善命令)

第9条 市長は、法第5条の19の規定による命令をするときは、高岡市マンション管理改善命令書(様式第4号)により行うものとする。

2 認定管理者等は、前項の規定による命令に従って改善を行った場合、その旨を高岡市マンション管理改善報告書(様式第5号)により市長に報告しなければならない。

(管理の取りやめ)

第10条 認定管理者等は、法第5条の20第1項第2号に規定する管理を取りやめる旨の申出を行うときには、高岡市マンション管理取りやめ申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(管理計画の認定の取消し)

第11条 市長は、法第5条の20第1項の規定に基づき認定を取り消したときは、高岡市マンション管理計画認定取消通知書(様式第7号)により、その旨を当該認定管理者等であった者に通知するものとする。

(管理計画認定マンションの公表)

第12条 管理組合の管理者等が管理計画の認定を受けた際の公表に同意した場合、市長は、公益財団法人マンション管理センターと連携して、管理計画認定マンションの名称や所在地等を公表することができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。